

環境保全型農業直接支払交付金  
最終評価（案）

令和6年7月

農林水産省

## 【資料の出典】

各図表名の後の番号は、出典が以下のものであることを示している。  
また、それぞれの出典内のデータを基にして独自に作成した図表も含む。

- A : 環境保全型農業直接支払交付金ホームページ  
([http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou\\_chokubarai/mainp.html](http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou_chokubarai/mainp.html))
- B : 令和4年度調査（農業者アンケート）
- C 1 : 令和4年度調査（地球温暖化防止効果）
- C 2 : 令和3年度調査（生物多様性保全効果）
- C 3 : 令和5年度調査（副次的効果調査）
- D : 都道府県中間年評価
- E : 令和5年度調査（実施市町村アンケート）

その他：個別に出典を記載

## 【資料の見方等】

- ・ 図表中の数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
- ・ 表中に使用した記号は次のとおりである。
  - 「0」 : 単位に満たないもの。(例: 0.4ha → 0ha)
  - 「-」 : 事実のないもの。

## 【留意事項】

- ・ 図表中の令和5年度 of 取組実績については暫定値となっており、令和6年8月末の公表をもって確定とし、更新するものとする。

## 目 次

I	環境保全型農業直接支払交付金の制度概要	
1.	環境保全型農業をめぐる国内外の情勢	4
2.	環境保全型農業直接支払交付金に係る制度の沿革	5
3.	制度の概要	9
4.	中間年評価の目的及び取りまとめ手法	12
II	自然環境の保全に資する農業生産活動の進捗状況	
1.	支援対象取組の実施状況	13
2.	推進活動の実施状況	20
3.	取組農業者団体等の概況	22
III	環境保全等の効果	
1.	地球温暖化防止効果	23
2.	生物多様性保全効果	26
3.	水質保全効果	30
4.	その他の効果	32
IV	環境保全型農業の持続的な推進に向けた農業者の意向等	
1.	環境保全型農業に対する農業者の取組意向	40
2.	環境保全型農業に対する農業者の経営実態	48
3.	「国際水準の有機農業」参加型確認手法の効果	53
4.	電子申請システムの導入	54
5.	取組拡大加算の導入	54
6.	実施市町村状況	55
V	第2期中間年評価（まとめ）	
1.	総合評価	57
2.	最終評価・第3期対策に向けて検討すべき課題	58

## I 環境保全型農業直接支払交付金の制度概要

### 1. 環境保全型農業をめぐる国内外の情勢

農林水産業は気候変動の影響を受けやすく、高温による品質低下などが発生するとともに、降雨量の増加などにより災害が激甚化の傾向にある。また、社会経済の基盤でもあり、農林水産業が立脚する生物圏における生物多様性も、近年かつてない速度で減少しており、気候変動と一体的に対処すべき地球規模課題となっている。

これら地球規模課題に対応するため、国際的な枠組みにおいて議論がなされ、国際的な協定・条約が取り決められるとともに、我が国においても政府をあげて対策を行っているところである。さらに、農林水産省では、気候変動、生物多様性の低下など、我が国の食料システムを取り巻く環境が変化している状況も踏まえ、2021年(令和3年)5月、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させる新たな政策方針として、「みどりの食料システム戦略」を策定した。

環境保全型農業直接支払交付金は、このように地球規模で課題となっている気候変動や生物多様性の低下などに対応するため、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化の防止、生物多様性の保全に効果の高い農業生産活動を支援するものである。

#### (1) 気候変動に関する国内外の取組

1992年(平成4年)6月にブラジル・リオデジャネイロで開催された環境と開発に関する国際連合会議(地球サミット)において、国連気候変動枠組条約が採択され、その後、1997年(平成9年)12月に「京都議定書」、2015年(平成27年)12月に「パリ協定」が採択された、パリ協定では、世界全体の平均気温の上昇を1.5℃高い水準までに制限するための努力をすることなどが盛り込まれた。

我が国は、これらと同等以上の取組を推進するとともに、2016年(平成28年)に地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策計画(以下「政府温対計画」という。)を策定し、農林水産省は、2017年(平成29年)3月に政府温対計画における長期的目標等を見据え、農林水産分野における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、「農林水産省地球温暖化対策計画」(以下「農林水産省温対計画」という。)を策定した。

その後、2020年(令和2年)10月に総理所信表明演説で2050年までに温室効果ガスの排出を全体として実質的にゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言した。

こうした中、2021年(令和3年)10月、政府は2050年カーボンニュートラル、2030年度に温室効果ガス46%削減目標等の実現に向け、政府温対計画等を改定した。

農林水産省では、2021年(令和3年)5月に2050年までに農林水産業のCO<sub>2</sub>ゼロエミッション化の実現等に向けて「みどりの食料システム戦略」を策定するとともに、同年10月に、政府温対計画やみどりの食料システム戦略を踏まえ、農林水産分野における地

球温暖化対策を最大限推進していく観点から、「農林水産省温対計画」を改定した。

## (2) 生物多様性に関する国内外の取組

気候変動と同様に1992年（平成4年）6月にブラジル・リオデジャネイロで開催された「地球サミット」において、熱帯雨林の急激な減少、種の絶滅の進行への危機感、さらには人類存続に欠かせない生物資源の消失への危機感などが動機となり、それらの保全と持続可能な利用に関する包括的な国際枠組みを設けるため、「生物多様性条約」が採択された。

我が国は、生物多様性条約に基づく生物多様性の保全と持続可能な利用を目的とした国家戦略として、1995年（平成7年）10月に「生物多様性国家戦略」を策定し、その後、2002年（平成14年）3月、2007年（平成19年）11月に見直しが行われている。

また、2008年（平成20年）6月に「生物多様性基本法」（以下「基本法」という。）を公布・施行し、2010年（平成22年）3月に基本法に基づく初めての国家戦略となる「生物多様性国家戦略2010」を閣議決定した。

その後、2012年（平成24年）9月に「生物多様性国家戦略2012-2020」が策定され、令和5年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定された。

農林水産省では、2007年（平成19年）7月に、生物多様性を重視した農林水産業を強力に推進するため「農林水産省生物多様性戦略」を策定し、2012年（平成24年）2月には、2010年（平成22年）の生物多様性条約締約国会議で決定された「2020年までの生物多様性戦略計画」（愛知目標）や基本法の施行を踏まえて改定した。

また、現在「農山漁村における生物多様性と生態系サービスの保全」等を基本方針として生物多様性戦略を進めている。

## (3) みどりの食料システム戦略の策定

農林水産省では、2021年（令和3年）5月、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させる新たな政策方針として「みどりの食料システム戦略」を策定した。

本戦略では、2050年までに目指す姿として、「農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現」、「化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減」、「輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%削減」、「有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大」等を掲げ、調達、生産、加工・流通、消費に関わる様々な関係者それぞれの理解と協働のもとで、革新的な技術・生産体系の開発、その後の社会実装により、その目標を実現していくこととしている。

## 2. 環境保全型農業直接支払交付金に係る制度の沿革

農林水産省は、「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した

持続的な農業」を環境保全型農業と位置づけ、平成4年から全国的に推進してきた。

同じ頃、化学肥料・化学合成農薬を低減した農産物に関する生産や表示についての一定の基準を定める「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」を制定した。

平成11年には、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」が制定され、同法に基づき、堆肥等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の低減技術を組み合わせた生産方式の導入に取り組む農業者（エコファーマー）の拡大を図るとともに、平成17年には、環境と調和のとれた農業生産活動を促進するため、「農業者が環境保全に向けて最低減取り組むべき規範（農業環境規範）」を策定し、各種支援策を実施する際の要件とするなど、その普及・定着を図ってきた。また、平成18年には、有機農業を推進するため、超党派による議員立法により「有機農業の推進に関する法律」が成立した。

こうした中、平成19年度から「農地・水・環境保全向上対策」が導入され、環境への負荷低減の取組に対する支援として、地域ぐるみで化学肥料・化学合成農薬の使用を5割以上低減する取組に対する支援を開始した。こうした支援を通じて、化学肥料・化学合成農薬の5割低減の取組について一定程度の普及・定着が図られた一方、新たに国際的な動きとして、地球温暖化防止や生物多様性保全への対応が求められるようになった。

この状況を踏まえ、「戸別所得補償制度」の本格実施に併せ、農業者等が、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援を行う「環境保全型農業直接支援対策」を平成23年度に創設した。平成26年度には、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払、中山間地域等直接支払とともに環境保全型農業直接支払を日本型直接支払制度として位置づけ、平成27年度以降は「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」（平成27年4月1日施行、以下「法」という。）に基づく制度として実施している（制度の変遷については図1-1、法については図1-2を参照）。

法制化後、本交付金については、実施期間を5年とし、第1期（平成27年度～令和元年度）においては、平成30年度に取組の面的拡大を優先させる観点から複数取組支援（同一ほ場において1年間に複数回の対象活動を行う場合は、特定の組合せにおいて2取組目までを上限にそれぞれの活動を支援すること）を廃止するとともに、支援の対象となる農業者の要件を「エコファーマー認定の取得」及び「農業環境規範に基づく点検の実施」から「国際水準GAPの実施」に変更する制度見直しを行い、令和元年8月に第1期の最終評価を取りまとめた。

第1期最終評価等を踏まえて表1-1の事項について制度見直しを行い、令和2年度から第2期対策が実施されている。

その後、令和2年10月には、法の附則を踏まえた法施行後5年経過時点での施行状況の点検・検証が行われ、施行方針として、①多面法、日本型直接支払制度のさらなる活用促進、②広域化など組織体制の強化と事務負担軽減、③複数の支払制度の活用

や他施策との連携による相乗効果の発揮と取組の高度化、④施策の効果のより効果的なPRの措置を講ずることとした。

第2期対策では、これまでの間、農業者及び地方公共団体の負担軽減や申請等の利便性の向上を目指し、有機農業取組においての現地確認について、市町村職員に代えて取組農業者同士で実施する「参加型確認手法」を導入（令和2年度に試行を行い令和3年度から本格導入。）したほか、令和4年度から交付金の申請をオンラインで行うことができる電子申請システム「農林水産省共通申請サービス」（通称「eMAFF（イーマップ）」）による申請受付を開始した。

また、令和4年度には、令和3年5月に農林水産省が策定した「みどりの食料システム戦略」を踏まえて、有機農業に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向け、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体に対して支援する加算措置（取組拡大加算）の新設や支援の対象となる農業者の要件のうち「国際水準GAPの実施」をより環境負荷軽減や農作業安全に重点化した「みどりのチェックシートの取組」の実施に変更する制度改正を行い、令和6年度には「みどりの食料システム戦略」における環境負荷低減のクロスコンプライアンスを導入した。

図1-1 制度の変遷(D:農業環境対策課作成)

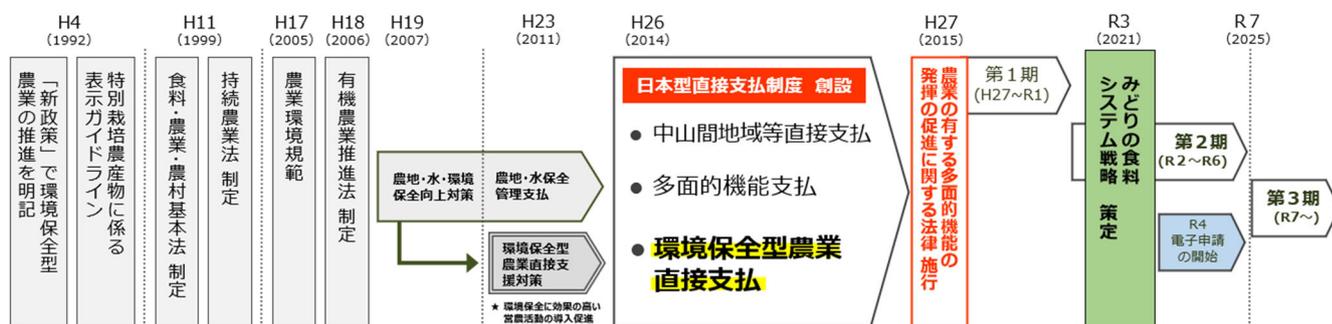


図1-2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(A)

背景	
○ 農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能(国土保全、水源涵養、景観形成等)の発揮に支障。	
○ 農地集積が進む中で、水路・農道等の管理に係る負担が担い手に集中。	
農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定)において、 <b>日本型直接支払制度の創設、平成27年度からの法制化</b> が位置付け。	
日本型直接支払の効果	
・ 地域の共同活動等を支援することにより、多面的機能の発揮を促進。	
・ 担い手に集中した水路・農道等の管理を地域で支えることにより、構造改革を後押し。	
基本理念	
① 農業の有する多面的機能が、国民に多くの恵沢をもたらすものであることを踏まえ、その発揮の促進を図る取組に対し、国、都道府県及び市町村が相互に連携を図りながら集中的かつ効果的に支援を行うことを旨として、その発揮の促進を図らなければならないこと。	
② 多面的機能の発揮の促進に当たっては、地域住民による共同活動が、良好な地域社会の維持・形成に重要な役割を果たしてきているとともに、農用地の効率的な利用の促進にも資することに鑑み、当該共同活動による取組の推進を図らなければならないこと。(第2条)	
制度の仕組み	
1. 農林水産大臣による「基本指針」の策定(第4条)	
2. 都道府県知事による「基本方針」の策定(第5条)	
3. 市町村による「促進計画」の作成(第6条)	
市町村は、基本方針に即して、農業の有する多面的機能の発揮を促進する事業(日本型直接支払の対象となる取組)の実施を促進する計画を作成	
4. 農業者団体等による事業計画の作成・実施(第7条)	
<b>農業者の組織する団体等</b> は、3.の事業を実施する計画(事業計画)を作成し、市町村に認定申請。認定された事業計画に基づき事業を実施	
<日本型直接支払の対象となる取組>(第3条)	
① 農地、農業用水等の保全のための地域の共同活動により行われる次の取組【多面的機能支払に相当】	
イ 水路、農道、農地法面等の機能を維持するための取組 (農地維持支払に相当)	
ロ イの機能を増進するための改良、補修等の取組 (資源向上支払に相当)	
② 中山間地域等における農業生産活動の継続を推進する取組 【中山間地域等直接支払に相当】	
③ <b>自然環境の保全に資する農業生産活動を推進する取組</b> 【 <b>環境保全型農業直接支払に相当</b> 】	
5. 事業計画の実施に対する措置	
○ 国、都道府県及び市町村による費用の補助(第9条)	
○ 農業振興地域の整備に関する法律の特例(第10条、第11条)(農用地区域の設定手続の簡素化、農用地区域からの除外の厳格化)	
○ 土地改良法の特例(第12条)(都道府県営の土地改良施設における管理委託の特例)	
施行期日：平成27年4月1日	

表1-1 環境保全型農業直接支払交付金 第2期移行時の制度見直しのポイント

	第1期の制度の課題	令和2年度における主な見直し内容
第1期委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>効果評価の結果、<b>地域特認取組のうち、地球温暖化防止効果が高く※、全国で実施可能な取組があった。</b></li> <li>※ 地球温暖化防止については、効果の大きさについて定量的な比較評価が可能であるが、生物多様性については、定量的な比較評価が困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域特認取組のうち、<b>高い環境保全効果を有し、政府目標(地球温暖化対策計画、有機農業基本方針)に貢献する取組を全国共通取組に追加する。</b></li> </ul>
	<p>&lt;現行の全国共通取組&gt; 「有機農業」「カバークロップの作付け」「堆肥の施用」</p> <p>左の3取組に加えて</p> <p>&lt;令和2年度に追加される全国共通取組&gt; 「リビングマルチ」「草生栽培」「不耕起播種」「長期中干し」「秋耕」</p>	
有機部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域特認取組(全168取組)のうち、<b>環境保全効果が低いものや、取組実績のないものがあった。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「<b>効果が低い</b>」と評価された取組を支援対象から外す。</li> <li>- 効果測定調査を実施し、「効果が低い」と判定されたもの(10)</li> <li>- 取組実績がなく、効果測定調査を実施していないため、「効果が低い」と判定されたもの(54)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>食農審 果樹・有機部会において、<b>有機農業政策は、国際的に整合性があり、かつ消費者にとってわかりやすい制度設計とすべきとの意見が出された。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本交付金における有機農業の取組水準を「<b>国際水準の有機農業</b>」=有機JASの水準に合致させる。</li> <li>※ 有機JAS認証を取得する/しないは農業者の経営判断であり、交付金を受けるために 認証取得は必要としない。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域特認取組は、地域の環境課題や農業実態を勘案し支援する仕組みであるが、<b>環境保全目的が「地球温暖化防止」か「生物多様性保全」に限定されるなど、必ずしも地域の実情に即していなかった。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国共通取組配分後の残額の範囲内で<b>都道府県が自由に運用可能な制度に変更する。</b></li> <li>「水質保全」など現場の環境課題が解決できるよう、支援対象取組や単価設定などについて都道府県の裁量を拡充。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでも資材の実勢価格や労働実態に応じて、交付単価の見直しを都度行ってきたが、有機農業等、<b>単価設定時から変更のなかった取組について、現在の営農実態に見合ったものであるか検証する必要があった。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>有機農業の掛かり増し経費を調査。多くの場合で、現行を上回ったので、実態に応じて単価を見直す。</b></li> <li>■ 有機農業(そば等雑穀、飼料作物以外) 8,000円/10a ⇒ 12,000円/10a このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り、2,000円を加算</li> <li>● <b>カバークロップやリビングマルチは、種子代の実勢価格に応じて単価を見直す。</b></li> <li>■ カバークロップ 8,000円/10a ⇒ 6,000円/10a</li> <li>■ リビングマルチ (小麦・大麦等 以外) 8,000円/10a ⇒ 5,400円/10a (小麦・大麦等 ) 5,000円/10a ⇒ 3,200円/10a</li> </ul>

### 3. 交付金の概要

法に基づき平成 27 年度から実施している、環境保全型農業直接支払交付金（以下「本交付金」という。）の概要は以下のとおりである。

#### （1）対象農地

- ①農業振興地域（「農業振興地域の整備に関する法律」第 6 条第 1 項に基づき指定された農業振興地域をいう）内に存する農地
- ②生産緑地地区（「生産緑地法」第 3 条第 1 項の規定により定められた生産緑地地区をいう）内に存する農地

#### （2）対象者

- ①農業者の組織する団体
  - ・複数の農業者、又は、複数の農業者及び地域住民等の地域の実情に応じた者により構成される任意組織であって、取り組む農業者を 2 戸以上含むものとする。
- ②一定の条件を満たす農業者
  - ・集落の耕地面積の一定割合以上の農地において、対象活動を行う農業者
  - ・複数の農業者で構成される法人

<令和 4 年度まで>

- ・環境保全型農業を志向する他の農業者と連携して、環境保全型農業の拡大を目指す取組を行う農業者

#### （3）支援の対象となる農業者の要件

- ①主作物について、販売することを目的に生産を行っていること  
<平成27年度から29年度まで>（平成30年度から廃止）
- ②主作物について、「エコファーマー認定」を受けていること  
（認定を受けていない場合に支援の対象となる特例措置あり）
- ③農業環境規範に基づく点検を行っていること  
<平成30年度から>
- ②「国際水準GAP」を実施していること  
（指導や研修に基づくGAPの実践であり、第三者機関の審査による認証取得は求めない）  
<令和 4 年度から>
- ②「みどりのチェックシートの取組」を実施していること。  
<令和 6 年度から>
- ②「環境負荷低減のチェックシートの取組」を実施していること。

#### (4) 推進活動の実施要件

農業者団体の構成員、又は一定の条件を満たす農業者は「自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動」（以下「推進活動」という。）として以下に掲げる活動のうちいずれか1つ以上を実施することを求めている。

- 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動
  - ① 技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布
  - ② 実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査
  - ③ 先駆的農業者等による技術指導
  - ④ 自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施
  - ⑤ ICT やロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組
  
- 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動
  - ⑥ 地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催
  - ⑦ 土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定
  
- その他
  - ⑧ 耕作放棄地を復旧し、当該農地において自然環境の保全に資する農業生産活動の実施
  - ⑨ 中山間地及び指定棚田地域における自然環境の保全に資する農業生産活動の実施（農業者団体等の取組面積の過半が中山間地又は指定棚田地域の場合に限る。）
  - ⑩ 農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用
  - ⑪ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合又は当該年度までに認定を受ける見込みがある場合（令和5年度より優遇措置として新設）
  - ⑫ その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動の実施

#### (5) 対象取組の要件

本交付金の支援対象となる取組は、化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行レベルから原則として5割以上低減する取組と組み合わせることが必要（有機農業の取組を除く）。

## (6) 対象取組の種類

本交付金の支援対象となる取組は以下のとおりである（図1-3参照）。

### ○全国共通取組

- ① 堆肥の施用
- ② カバークロップ
- ③ リビングマルチ
- ④ 草生栽培
- ⑤ 不耕起播種
- ⑥ 長期中干し
- ⑦ 秋耕
- ⑧ 有機農業

### ○その他都道府県知事が特に必要と認める取組（地域特認取組）

令和6年度においては、冬期湛水管理やIPM（総合的病害虫・雑草管理）の実践など、34道府県で164取組を設定している。

### ○取組拡大加算

有機農業に新たに取り組む農業者の受け入れ・定着に向けて栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体を支援。

図1-3 本交付金の支援対象となる取組



全国共通取組		交付単価 (円/10a)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合 <sup>注)</sup> に限り、2,000円を加算。	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000
	堆肥の施用	4,400
	カバークロップ	6,000
	リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)	5,400 (3,200)
	草生栽培	5,000
	不耕起播種	3,000
	長期中干し	800
	秋耕	800

地域特認取組
交付単価は、都道府県が設定します。

取組拡大加算
交付単価 新規取組面積あたり 4,000円/10a

注) 土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施していただきます。

## 4. 最終評価の目的及び取りまとめ手法

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本指針（平成二十七年農林水産省告示第七百五十六号）（以下「基本指針」という。）第3の4において、「国は、法に基づく施策が計画的かつ効果的に実施されるよう、その点検及び効果の評価を行うための第三者機関を設置する。また、都道府県段階においても第三者委員会を設置し、都道府県内における法に基づく施策の点検及び効果の評価を行うよう努めなければならない。」とされており、環境保全型農業直接支払交付金実施要領（以下「実施要領」という。）第16の1において、「事業の評価は、中間年評価及び最終評価とする」ことが規定されている（図1-4）。

施策の点検及び効果の評価については、第1期と同様に第三者機関（以下「第三者委員会」という。）において、「施策の点検」は、実施状況、実施要件、今後の実施意向の点検等を行うこととし、「効果の評価」は、地球温暖化防止効果及び生物多様性保全効果について測定し評価する。

第2期最終評価では、「施策の点検」については、「Ⅱ 自然環境の保全に資する農業生産活動の進捗状況」及び「Ⅳ 環境保全型農業の持続的な推進に向けた農業者の意向等」を踏まえて点検を行い、「効果の評価」については、「Ⅲ 環境保全等の効果」を踏まえて評価を行った。

図1-4 基本指針及び実施要領(抜粋)

<p><b>基本指針</b></p> <p>第3 多面的機能発揮促進事業に関する基本的な事項</p> <p>4 国は、法に基づく施策が計画的かつ効果的に実施されるよう、その点検及び効果の評価を行うための第三者機関を設置する。また、都道府県段階においても第三者委員会を設置し、都道府県内における法に基づく施策の点検及び効果の評価を行うよう努めなければならない。</p>
<p><b>実施要領</b></p> <p><b>第15 第三者機関</b></p> <p>要綱第6の1及び2の中立的な第三者機関の構成員は、環境保全型農業について高い学識経験を有する者その他環境の保全に関して知識や経験を有する者、公益を代表する者等から選ぶものとする。ただし、交付金の執行に当たって利害関係を有する者を選ぶことはできないこととする。なお、既存の審議会、協議会等を活用する場合であっても、交付金に係る利害関係者を除くものとする。</p> <p><b>第16 事業の評価</b></p> <p>1 事業の評価は、中間年評価及び最終評価とする。</p> <p>2 都道府県知事は、市町村の協力を得て、中立的な第三者機関において、事業の評価を実施するとともに、その結果を地方農政局長を経由して農産局長に報告することとする。</p> <p>3 農産局長は都道府県知事の報告を受け、中立的な第三者機関において農業者団体等による農業生産活動の進捗状況、地球温暖化防止や生物多様性保全等の効果等を検討し、事業の評価を実施するとともに、環境保全型農業をめぐる諸情勢の変化や最終評価等を踏まえ、事業の実施期間後に制度全体の見直しを行う。ただし、必要があれば、事業の実施期間中に所要の見直しを行う。</p>

## Ⅱ 自然環境の保全に資する農業生産活動の進捗状況

(要旨)

- 第2期開始(令和2年度)以降、実施市町村数、実施面積は増加した。  
一方、実施件数、取組農業者数は減少した。
- 支援対象取組別では、令和5年度実績で地域特認取組が最も大きく、次いで堆肥の施用の順となっている。

### 1. 支援対象取組の実施状況

#### (1) 実施市町村数、実施件数及び実施面積 (A)

##### ア 実施市町村数

令和5年度に本事業に取り組んだ市町村は877市町村となり、全市町村のおおむね半数で実施している。

表2-1 取組市町村数(A)

令和5年度は暫定値

	全市町村数 ①	実施市町村数 ②	実施市町村率 ②/①
令和2年度	1,718	841	49%
令和3年度	1,718	846	49%
令和4年度	1,718	852	50%
令和5年度	1,718	877	51%

注：全市町村数は、総務省調べによる全国の市町村数。

##### イ 実施件数及び実施面積

令和5年度の実施件数は3,245件となり、令和2年度から90件増加し、実施面積は86,545haとなり5,756ha増加している。

表2-2 実施件数(A)

令和5年度は暫定値

	実施件数	実施面積 (ha)
令和2年度	3,155	80,789
令和3年度	3,144	81,743
令和4年度	3,163	82,803
令和5年度	3,245	86,545

## (2) 支援対象取組別の実施面積 (A)

令和5年度の実施面積86,545haを支援対象取組別にみると、地域特認取組が25,966ha(全体に占める割合は30%。以下同じ。)、次いで堆肥の施用22,320ha(26%)、カバークロープ15,738ha(18%)、有機農業13,589ha(16%)の順となっている。

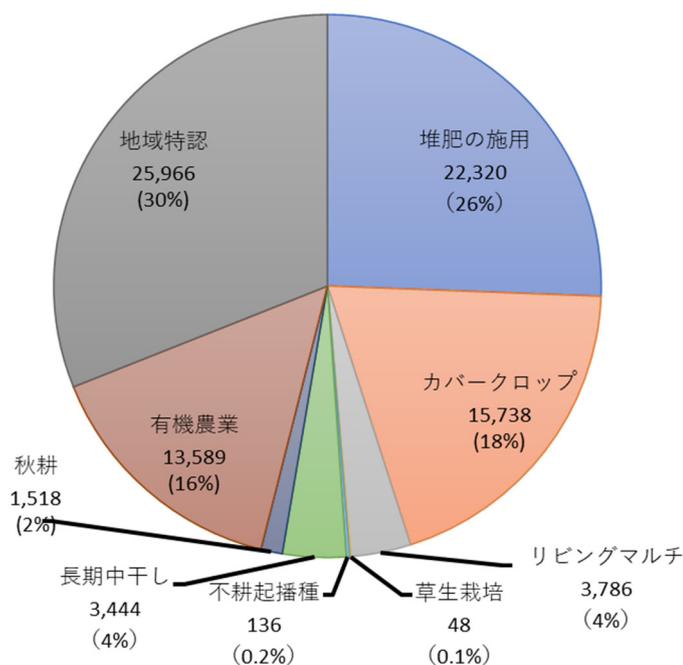
表2-3 支援対象取組別の実施面積

令和5年度暫定値

単位：ha

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)
全 国 共 通	堆肥の施用	19,127	24	20,284	25	21,195	26	22,320	26
	カバークロープ	18,596	23	16,867	21	16,143	19	15,738	18
	リビングマルチ	2,196	3	2,866	4	2,941	4	3,786	4
	草生栽培	60	0.1	66	0.1	49	0.1	48	0.1
	不耕起播種	259	0.3	269	0.3	168	0.2	136	0.2
	長期中干し	3,043	4	3,324	4	3,097	4	3,444	4
	秋耕	564	1	884	1	1,049	1	1,518	2
	有機農業	10,986	14	11,610	14	12,446	15	13,589	16
地域特認取組	25,959	32	25,574	31	25,714	31	25,966	30	
合計	80,789	100	81,743	100	82,803	100	86,545	100	

図2-1 支援対象取組別の実施面積割合



### (3) 作物区分別の実施面積 (A)

令和5年度の実施面積を作物区分別にみると、水稻が57,346ha（全体に占める割合が66%。以下同じ。）で最も多く、次いで麦・豆類12,152ha（14%）、花き・その他7,786ha（9%）、いも・野菜類6,941ha（8%）、果樹・茶2,320ha（3%）の順となっている。

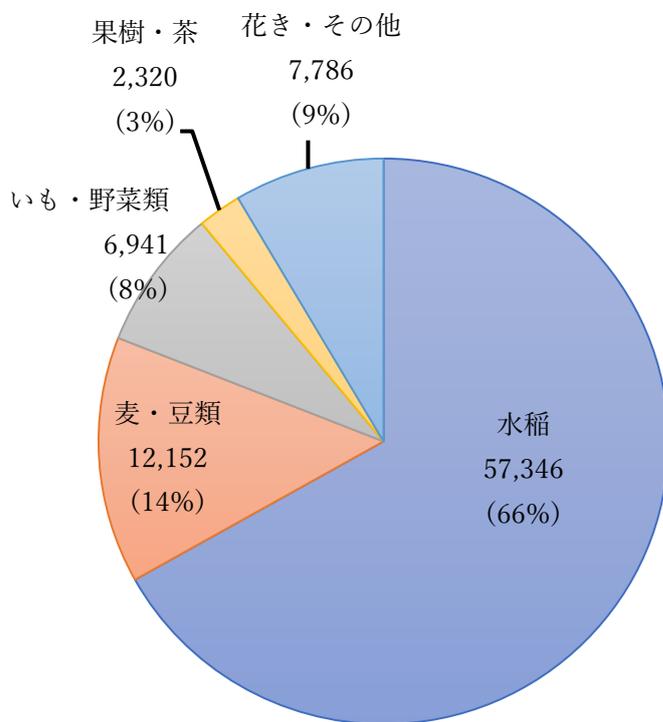
表2-4 作物区分別の実施面積

令和5年度暫定値

単位：ha

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)
水 稲	55,679	69	55,289	68	55,367	67	57,346	66
麦 ・ 豆 類	10,236	13	11,302	14	11,666	14	12,152	14
いも ・ 野菜類	5,986	7	6,269	8	6,660	8	6,941	8
果 樹 ・ 茶	1,697	2	1,943	2	2,054	2	2,320	3
花き ・ その他	7,191	9	6,941	8	7,055	9	7,786	9
合 計	80,789	100	81,743	100	82,803	100	86,545	100

図2-2 令和5年度作物区分別の実施面積割合



#### (4) 地域ブロック別の実施面積 (A)

令和5年度の実施面積86,545haを地域ブロック別にみると、東北が21,427ha（全体に占める割合が25%。以下同じ。）と最も多く、次いで北海道21,319ha（25%）、近畿が15,906ha（18%）、北陸が8,539ha（10%）の順となっている。

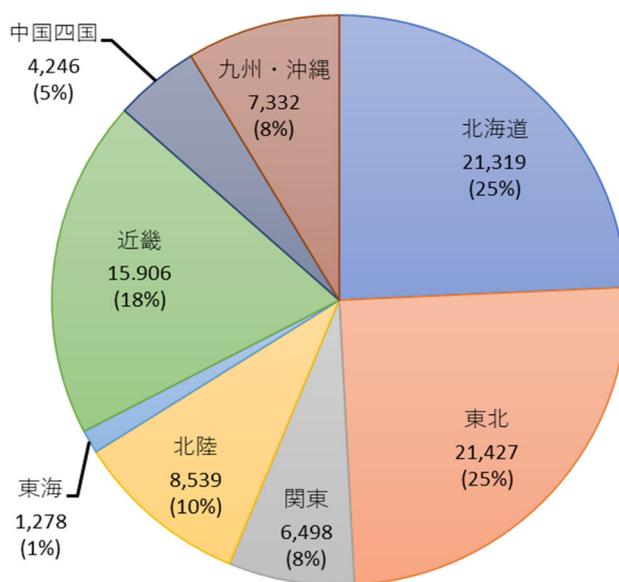
表2-5 地域ブロック別の実施面積

令和5年度暫定値

単位：ha

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	面積	構成比(%)	面積	構成比(%)	面積	構成比(%)	面積	構成比(%)
北海道	18,910	23	19,472	24	20,108	24	21,319	25
東北	20,525	25	21,033	26	20,599	25	21,427	25
関東	5,855	7	5,794	7	5,860	7	6,498	8
北陸	7,991	10	7,749	9	8,142	10	8,539	10
東海	932	1	959	1	1,098	1	1,278	1
近畿	15,894	20	15,876	19	15,880	19	15,906	18
中国四国	3,784	5	3,887	5	3,974	5	4,246	5
九州・沖縄	6,898	9	6,973	9	7,143	9	7,332	8
合計	80,789	100	81,743	100	82,803	100	86,545	100

図2-3 令和5年度地域ブロック別の実施面積割合



(5) 地域ブロック別・支援対象取組別の実施面積 (A)

令和5年度暫定値で実施面積の最も多い東北ブロックにおいて、支援対象取組別にみると堆肥の施用が7,733ha（全体に占める割合が35%。以下同じ。）と最も多く、次いで地域特認取組5,030ha（19%）、カバークロップ2,958ha（19%）、長期中干し2,812ha（82%）、有機農業2,514ha（19%）の順となっている。

また、北海道ブロックの「リビングマルチ」は3,723haと全国の98%を占めるほか、近畿ブロックの「地域特認取組」は11,926haと全国の46%を占めている。

表2-6 地域ブロック別・支援対象取組別の実施面積

令和5年度暫定値

単位：ha

	合計		堆肥の施用		カバークロップ		リビングマルチ		草生栽培	
		構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)
北海道	21,319	100 (25)	6,952	33 (31)	5,604	26 (36)	3,723	17 (98)	6	0.03 (13)
東北	21,427	100 (25)	7,733	36 (35)	2,958	14 (19)	1	0.00 (0)	0	0 (0)
関東	6,498	100 (8)	589	9 (3)	3,364	52 (21)	7	0.11 (0)	18	0.3 (38)
北陸	8,539	100 (10)	1,811	21 (8)	557	7 (4)	0	0.0 (0)	0	0 (0)
東海	1,278	100 (1)	443	35 (2)	342	27 (2)	0	0 (0)	0	0 (0)
近畿	15,906	100 (18)	1,641	10 (7)	746	5 (5)	53	0.3 (1)	13	0.1 (27)
中国四国	4,246	100 (5)	1,695	40 (8)	933	22 (6)	0	0 (0)	1	0.02 (2)
九州・沖縄	7,332	100 (8)	1,458	20 (7)	1,234	17 (8)	2	0 (0)	11	0.2 (23)
合計	86,545	100 (100)	22,320	26 (100)	15,738	18 (100)	3,786	4 (100)	48	0.1 (100)

※ ( ) は全国を100とした場合の割合である。

地域ブロック別・支援対象取組別の実施面積 (続き)

単位：ha

	不耕起播種		長期中干し		秋耕		有機農業		地域特認取組	
		構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)
北海道	5	0.02 (4)	0	0 (0)	137	0.6 (9)	2,227	10 (16)	2,664	12 (10)
東北	42	0 (31)	2,812	13 (82)	338	1.6 (22)	2,514	12 (19)	5,030	23 (19)
関東	0	0 (0)	8	0 (0)	188	3 (12)	2,132	33 (16)	193	3 (1)
北陸	0	0 (0)	397	5 (12)	457	5 (30)	1,120	13 (8)	4,196	49 (16)
東海	0	0 (0)	0	0 (0)	123	10 (8)	275	22 (2)	96	8 (0)
近畿	28	0 (21)	211	1 (6)	89	0.6 (6)	1,199	8 (9)	11,926	75 (46)
中国四国	11	0.3 (8)	15	0 (0)	181	4 (12)	1,204	28 (9)	207	5 (1)
九州・沖縄	49	1 (36)	0	0 (0)	6	0.08 (0)	2,918	40 (21)	1,655	23 (6)
合計	136	0.2 (100)	3,444	4 (100)	1,518	2 (100)	13,589	16 (100)	25,966	30 (100)

表2-7 地域ブロック別・支援対象取組の実施面積(第2期初年度からの増減)

令和5年度暫定値

単位: ha

	合計			堆肥			カバークロープ			リビングマルチ		
	令和2年	令和5年	増減	令和2年	令和5年	増減	令和2年	令和5年	増減	令和2年	令和5年	増減
北海道	18910	21319	2409	4469	6952	2483	7652	5604	-933	2113	3723	1610
東北	20525	21427	902	7655	7733	78	3150	2958	-55	3	1	-2
関東	5855	6498	643	622	589	-33	3303	3364	-153	1	7	6
北陸	7991	8539	548	1690	1811	121	845	557	-340	12	0	-12
東海	932	1278	346	248	443	195	356	342	-18	0	0	0
近畿	15894	15906	12	1537	1641	104	680	746	-9	67	53	-14
中国四国	3784	4246	462	1451	1695	244	997	933	-3	0	0	0
九州・沖縄	6898	7332	434	1454	1458	4	1612	1234	-217	0	2	2
合計	80789	86545	5756	19127	22320	3193	18595	15738	-1728	2196	3786	1590

	草生栽培			不耕起播種			長期中干			秋耕		
	令和2年	令和5年	増減	令和2年	令和5年	増減	令和2年	令和5年	増減	令和2年	令和5年	増減
北海道	5	6	1	2	5	3	0	0	0	44	137	93
東北	0	0	0	199	42	-157	2535	2812	277	97	338	241
関東	28	18	-10	0	0	0	0	8	8	37	188	151
北陸	0	0	0	0	0	0	318	397	79	291	457	166
東海	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	123	111
近畿	12	13	1	0	28	28	161	211	50	30	89	59
中国四国	1	1	0	4	11	7	28	15	-13	50	181	131
九州・沖縄	14	11	-3	55	49	-6	0	0	0	3	6	3
合計	60	48	-12	259	136	-123	3043	3444	401	564	1518	954

	有機農業			地域特認		
	令和2年	令和5年	増減	令和2年	令和5年	増減
北海道	1882	2227	345	2743	2664	-79
東北	2170	2514	344	4716	5030	314
関東	1704	2132	428	160	193	33
北陸	916	1120	204	3919	4196	277
東海	196	275	79	121	96	-25
近畿	919	1199	280	12486	11926	-560
中国四国	976	1204	228	277	207	-70
九州・沖縄	2223	2918	695	1537	1655	118
合計	10986	13589	2603	25959	25966	7

(6) 地域ブロック別・作物区分別の実施面積 (A)

令和5年度において実施面積の多い上位4ブロックを作物区分別にみると、

- ① 東北においては、水稻が19,483ha（全体に占める割合が91%。以下同じ。）と全体の9割を占め、次いで麦・豆類が791ha（4%）となっている。
- ② 北海道においては、麦・豆類が9,369ha（44%）と最も多く、次いで花き・その他4,942ha（23%）、いも・野菜類3,451ha（16%）、水稻3,483ha（16%）となっている。
- ③ 近畿においては、水稻が14,828ha（93%）と全体の9割を占め、次いで麦・豆類が504ha（3%）となっている。
- ④ 北陸においては、水稻が7,037ha（82%）と全体の8割を占め、次いで花き・その他が1,183ha（14%）となっている。

表2-8 地域ブロック別・作物区分別の実施面積

令和5年度暫定値

単位：ha

	合 計		水稻		麦・豆類		いも・野菜類		果樹・茶		花き・その他	
		構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)
北海道	21,319	100 (25)	3,483	16 (6)	9,369	44 (77)	3,451	16 (50)	73	0.3 (3)	4,942	23 (63)
東北	21,427	100 (25)	19,483	91 (34)	791	4 (7)	379	2 (5)	175	1 (8)	599	3 (8)
関東	6,498	100 (8)	4,500	69 (8)	337	5 (3)	938	14 (14)	440	7 (19)	283	4 (4)
北陸	8,539	100 (10)	7,037	82 (12)	266	3 (2)	42	0 (1)	11	0.1 (0)	1,183	14 (15)
東海	1,278	100 (1)	850	67 (1)	184	14 (2)	119	9 (2)	74	6 (3)	52	4 (1)
近畿	15,906	100 (18)	14,828	93 (26)	504	3 (4)	224	1 (3)	218	1 (9)	132	1 (2)
中国四国	4,246	100 (5)	3,380	80 (6)	120	3 (1)	368	9 (5)	198	5 (9)	181	4 (2)
九州・沖縄	7,332	100 (8)	3,784	52 (7)	582	8 (5)	1,419	19 (20)	1,132	15 (49)	415	6 (5)
合 計	86,545	100 (100)	57,346	66 (100)	12,152	14 (100)	6,941	8 (100)	2,320	3 (100)	7,786	9 (100)

※ ( ) は全国を100とした場合の割合である。

## 2. 推進活動の実施状況

### (1) 推進活動の実施件数

令和5年度における、推進活動の実施件数を見ると「⑨中山間地及び指定棚田地域における自然環境の保全に資する農業生産活動の実施」が26%と最も多く、令和5年度から新設された、⑪特定環境負荷低減事業活動実施計画認定の優遇措置は、5件の実施があった。

表2-9 令和5年度推進活動別・地域別実施件数(農業環境対策課作成)

令和5年度暫定値

	①		②		③		④		⑤		⑥		⑦		⑧		⑨		⑩		⑪		⑫		合計
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
北海道	48	30%	2	1%	5	3%	5	3%	2	1%	13	8%	24	15%	1	1%	43	27%	8	5%	0	0%	8	5%	159
東北	195	26%	16	2%	40	5%	84	11%	17	2%	63	8%	122	16%	11	1%	138	18%	60	8%	0	0%	4	1%	750
関東	94	12%	22	3%	81	11%	49	6%	9	1%	133	17%	139	18%	22	3%	128	17%	65	9%	0	0%	22	3%	764
北陸	92	23%	12	3%	25	6%	12	3%	8	2%	49	12%	23	6%	6	1%	139	35%	24	6%	1	0%	11	3%	402
東海	14	10%	2	1%	7	5%	8	6%	2	1%	31	23%	21	15%	7	5%	22	16%	20	15%	1	1%	1	1%	136
近畿	242	24%	59	6%	57	6%	136	14%	9	1%	101	10%	85	8%	15	1%	157	16%	127	13%	1	0%	13	1%	1,002
中国四国	62	11%	15	3%	47	8%	31	5%	5	1%	63	11%	62	11%	13	2%	222	38%	43	7%	0	0%	19	3%	582
九州・沖縄	87	15%	10	2%	27	5%	48	9%	2	0%	41	7%	52	9%	7	1%	246	44%	31	6%	2	0%	9	2%	562
合計	834	20%	138	3%	289	7%	373	9%	54	1%	494	12%	528	12%	82	2%	1,095	26%	378	9%	5	0.1%	87	2%	4,270

※表頭の①～⑫は推進活動であり、内容は以下のとおり。

- ① 技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布
- ② 実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査
- ③ 先駆的農業者等による技術指導
- ④ 自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施
- ⑤ ICT やロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組
- ⑥ 地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催
- ⑦ 土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定
- ⑧ 耕作放棄地を復旧し当該農地において自然環境の保全に資する農業生産活動の実施
- ⑨ 中山間地及び指定棚田地域における自然環境の保全に資する農業生産活動の実施  
(農業者団体等の取組面積の過半が中山間地又は指定棚田地域の場合に限る。)
- ⑩ 農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用
- ⑪ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合又は当該年度までに認定を受ける見込みがある場合
- ⑫ その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動の実施

### (2) 具体的な活動内容(都道府県中間年報告から抜粋・要約(D))

- 環境保全型農業直接支払交付金の取組が最も多い市では、小学校農業科の認定を受けており、環境保全型農業に取り組んでいるほ場が取組農業者と児童との交流や学びの場

として利用されるなど教育的活用もされており、地域の特色ある取組として欠かせないものになっている。(福島県)

- 田植えや収穫等の農作業体験等、地域住民との交流会の開催が多く行われており、その結果、「より環境にやさしい農法で生産された農産物を選択する」という消費行動にもつながっていくことが期待されている。(愛知県)
- そばの作付けが進む産地では、そば打ち体験や試食イベント等を地域ぐるみで行い、地域の活性化や環境保全型農業のPRにつなげている。農業者においては、消費者向けに食農教育や生物多様性教育を目的とした農業体験会や生き物調査などの活動を各地で実施し、子供連れでの参加を募るなどして、都市農村交流を図っている。(富山県)
- 「希少魚種等保全水田の設置」に取り組む「魚のゆりかご水田」は、平成13年度から取組を開始しており、琵琶湖の湖辺地域で取り組まれている。その活動組織や支援団体で構成する「琵琶湖とつながる生きもの田んぼ物語推進協議会」では、地域の活動組織単位で生きもの観察会を開催し、地域の子どもたち、田んぼのオーナー、大学生など様々な消費者に生きものとふれあう機会が提供されている。また、生産される米を「魚のゆりかご水田米」として、ブランド化による販売を進めている。(滋賀県)
- カバークロップについては、レンゲや菜の花等の栽培により、農業の有する多面的機能の一つである良好な景観の形成に貢献している。  
SNSを活用したほ場の様子や作業風景の発信、学生の研修受入れ、野菜収穫体験の開催等を実施することで、消費者に農業を身近に感じてもらい、環境保全型農業への関心を推進する活動を実施している団体もある。  
また、有機農業を実施している団体の中には、就農希望者の体験受入れ、新規就農者の研修受入れ等を実施し、仲間作り、地域作りを進めている例や、アイガモ農法に取り組んでいる団体の中には、ヒナを水田に放鳥する際に、近隣の児童を招き、アイガモに触れ、農作業の一環に関わってもらうことで、子供達へ農薬に頼らない農業への理解を深めてもらう活動を実施している例もある。(岡山県)
- ラジオ、テレビ、新聞、SNS、チラシ配布などにより、有機農業やあいがも農法の取組、消費者交流会などに関する情報発信を行っている。消費者交流会は、春(田植え時)及び秋(収穫時)に実施しており、春は、田植え、あいがもを田に放す作業やさつまいもの定植などを行い、秋には稲刈り、さつまいも掘りなどを体験してもらっている。交流会には、広島市、大阪市などから春には150人、秋には75人程度集まる。取組の効果としては、若い消費者を中心に有機農業やあいがも農法への理解が高まり、農産物に対して一定の需要が喚起されているほか、都市と農村の交流により地域の活性化につながっている。(広島県)